

7月の「語ルシストの会」は、高鍋町を拠点に福祉事業を展開されているアーバンエチュード代表の中武功見氏に「生きづらさのある人の居住支援について～地域に住むことを考える～」ということで話していただきました。

不動産会社や家主が精神障がい者を敬遠する理由として、偏見によるリスクを考えてしまう、周りに住民の理解がない、などによって貸し渋りをしてしまう。

そのような状況に対して、リスク解消のために当事者の医療・福祉の支援者を記載したサポートシートを作ってどのような方が当人と関わっているのか「見える化」を進めることによって問題が起きたら即担当の方に連絡して対処してもらえることで貸す側のリスクを減らすことになるということでした。

住民の理解に関しては、精神疾患が国の地域医療としての5疾病として認められたので地方自治体による地域住民に対する精神疾患の理解促進を推進して、より理解を促すことを実施してもらうことが大事ということでした。

中武氏が今目指すものとして、居住支援を通じた地域共生型の地域づくりであり、福祉・医療・教育・司法等様々なニーズに対応した全世代・全分野対応型地域包括ケアシステムの構築、地域移行・定着支援・生活困窮者自立支援を通じた地域づくり、ワンストップサービスのソーシャル・サポート・ネットワーク確率、私たちは、居住支援を通じて、誰でも「意思決定」が尊重される、強く豊かな地域づくりを実践する。という言葉で講話を結ばれました

個人的には、子供が親から自立するためには一人でのアパートなどでの生活が可能になるために医療・福祉・地域の関係者が連携して支えることが不可欠ことですが、そこが中々連携されずに当人が孤立して生活が乱れ体調を崩して急性期に至り入院という流れを繰り返しているというのが現実で、自立する意欲を失うことなく密着して寄り添った支援システムが地域で構築されることが求められていると思えます。

以下は、国が高齢者や障害者、ひとり親など、様々な事情から住宅を借りるのが難しい人に対する支援を拡充する検討に入った、という記事が記載されていました。

【住宅借りづらい人、国が支援へ 入居後サポートで家主が貸しやすく】

朝日新聞 2023年6月27日

高齢者や障害者、ひとり親など、様々な事情から住宅を借りるのが難しい人に安心して暮らせるよう、国が支援を拡充する検討に入った。入居後も生活のサポートを受けられるようにすることで、家主側も住宅を貸しやすくなる。近く国土交通、厚生労働、法務省合同で検討会を設置する。

対象となるのは、高齢者や生活困窮者、障害者、ひとり親、刑務所出所者などの「住宅確保要配慮者」。賃貸住宅を借りたくても家主から敬遠されるなどして入居が難しく、さらに入居後もサポートが必要な人が想定されている。

検討会では、入居後も支援を受けながら暮らせる仕組みづくりをめざす。見守りをすることで孤独死を防いだり、家計管理を手伝うことで家賃を滞納しないようにしたりといった支援が想定され、担い手の確保が課題になりそうだ。

公営住宅は今後、大幅な増加が見込めない一方で、民間の空き家は増えている。貸したい家主も多く、空き家の活用という面もある。

既存の民間住宅を活用して、単身の高齢者などが暮らせるようにする国の制度はこれまでもある。入居の相談や援助、家賃債務保証をする団体を「居住支援法人」として都道府県が指定し、補助金を出す。しかし、入居時の支援が中心で、入居した後の継続的な支援が足りていないことが課題になっていた。(三輪さち子)

個人的には、精神疾患者の退院支援としての地域移行に対しては、相談支援専門員が退院から地域定着まで寄り添って、居住支援・地域生活支援・就労支援をする制度ができていますが、地域在住者に対しては、福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、グループホーム、など)を受けるには受給者証が必要に伴い相談支援専門員が関わることになっていますが、福祉サービスを受けない限り医療者のみの関係になってしまうので地域での支援に限界がある状況です。

相談支援専門員が地域の他機関の専門職との連携によって、当事者の地域生活でのニーズにより適切に 대응することができるのだと思います。

8月の「語ルシストの会」は、交流を兼ねた懇親会をやりましょう、という意見があったので、25日(金曜)19時から、場所や参加費は未定ですが実施します。

出欠に関しては、小林のメールか、「語ルシストの会」のラインで連絡ください。

メールは、jun1kbys@gmail.com

ラインは、「語ルシストの会」のグループ